

指導行政のポイント

“指導が不適切な教員”の転職法案

菱村 幸彦

昨年末、大阪府教育委員会が府立学校教員1万1,000人のうち「指導力不足」教員が420人(全体の約4%)にのぼると公表して話題となった。しかし、教育現場を知る者の実感からいえば、この数字は格別驚くほどのものではない。

問題教員を教室から排除

「指導力が不足な教員」「適格性を欠く教員」等いろいろな名称で呼ばれるが、要するに「問題教員」である。問題教員をどうするかは、教育界の長年の懸案だ。たとえば、臨教審第2次答申(1986年4月)は、「教員の職に必要な適格性を欠く者については、適切な分限処分の措置が行われることが必要である」と指摘している。

また、中教審答申(1998年9月)は、「教員として適格性を欠く者については、教育委員会において継続的に観察、指導、研修を行う体制を整えるとともに、必要に応じて地方公務員法第28条に定める分限制度の的確な運用に努めること」と述べている。

このたび教育改革国民会議もこの問題を取り上げ、最終報告(昨年12月)で、「効果的な授業や学級運営ができないという評価が繰り返しあっても改善されないと判断される教師については、他職種への配置換えを命ずることを可能にする途を拓げ、最終的には免職などの措置を講じる」と提言した。

国民会議の提言を受け、文部科学省は、さっそく教育改革関連法案の一つとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法案をまとめ、国会に提出した。

法案によると、都道府県教育委員会は、市町村の県費負担教員が、児童または生徒に対する指導が不適切であること、研修等必要な措置を講じられたとしても、なお児童または生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること、という二つの要件に該当する場合は、この教員をいったん免職にし、引き続いて都道府県の教員以外の職に採用することができることを定めている(47条の2)。

この場合、問題になるのは、事実の確認の方法や要件の該当性の判断である。法案は、これらの手続き等について都道府県の教育委員会規則で定めるとしている。具体的には、各都道府県に指導力不足教員の審査・判定に関する委員会等を設けて行うこととなる。

それでも免職は困難か

この法案が成立すれば、問題教員への対応は片がつくかといえば、そう簡単にはいかない。というのは、この法案は、問題教員を免職にする法案ではないからだ。

法案によれば、要件に該当する県費負担教職員をいったん免職にするものの、引き続いて都道府県の職員に採用すると定めている。つまり、市町村教員の免職と都道府県職員の採用はセットになっている。

都道府県の教育委員会にしてみれば、指導力のない教員を引き取って、どんな職につけることができるか。これはこれで、頭の痛い問題となる。

最終的に免職にするには、やはり地方公務員法28条の分限処分によるほかはない。この規定を適用するには、裁判になることを覚悟で「その職に必要な適格性を欠く」ことを立証できるだけの証拠集めをしなければならない。となれば、やはり分限処分が困難である点には変わりはない。

ただ、この法案が成立すれば、少なくとも、教職に不適格な教員を児童・生徒の前から排除することは可能となるわけで、その意味では法改正の意味は大きいというべきであろう。

新しい法律であるから、これをどう運用するかは、今後の課題となる。現在、文部科学省は、指導力不足教員に関する人事管理の研究を14府県2政令都市に委嘱している。今後、これを拡大して、すべての都道府県と政令都市に委嘱するという。ともあれ、これを機に問題教員への対応がようやく本格化することが期待される。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)